

原議保存期間	10年(令和1年3月31日まで)
有効期間	一種(令和1年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長

警 察 庁 丙 保 発 第 5 号
令 和 3 年 6 月 1 6 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

(参考送付先)

各 方 面 本 部 長
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 屬 機 関 の 長

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の公布について（通達）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第71号。別添1。以下「改正法」という。）が本日公布され、改正法の公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなった。

改正の内容及び留意事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の内容

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）附則第3条第2項の規定により、鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づき猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であつて、内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるものが、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第97号）の施行日から令和3年12月3日までの間に新たに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第4条の2第1項の規定により当該種類の猟銃の所持の許可の申請をした場合又は同法第7条の3第1項の規定による当該種類の猟銃の所持の許可の更新の申請をした場合においては、特例として、同法第5条の5第1項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を受講し、同条第2項に規定する技能講習修了証明書の交付を受けていなくても許可又は許可の更新を受けることができるとされているところ、当該特例の期限を延長し、令和9年4月15日までとする。

2 留意事項

- (1) 猟銃所持許可等申請が適切に行われるよう、改正内容についてウェブサイト等を通じて広く周知するとともに、警察署の担当者に対する教養を徹底すること。

(2) 衆議院農林水産委員会において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する件」（別添2）が、参議院農林水産委員会において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（別添3）が、それぞれ決議されていることから、技能講習免除者の猟銃の操作及び射撃の技能向上並びに安全確保が図られるよう、経験者講習・一斉検査等の場を通じ、銃刀法第10条の2第1項及び第2項に基づく指定射撃場における射撃の練習を行うよう技能講習免除者に指導されたい。

法律第七十一条

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「食品としての利用等」を「捕獲等鳥獸の有効利用」に改める。

第二条の二第二項中「を防止するため」を「の防止に関し」に改める。

第四条第二項第七号中「有効な利用」を「捕獲等鳥獸の有効利用」に改め、「第十条において同じ」を削り、同項第八号中「食品」の下に「愛玩動物用飼料（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第二条第二項に規定する愛がん動物用飼料をいう。第十条の二及び第十五条において同じ。）又は皮革」を「有効な利用」の下に「（以下「捕獲等鳥獸の有効利用」という。）」を加える。

第七条の二第二項中「認めるときは」の下に「協議の場を設けること等により関係地方公共団体との連携を図りつつ」を、「実施」の下に「関係市町村相互間の連絡調整」を加え、「を防止するためを「の防止に関し」に改める。

第八条中「及び都道府県」を削り、「基づく被害防止施策」の下に「並びに都道府県知事が行う第七条の二第二項の調査及び措置」を、「実施に要する費用に対する補助」の下に「都道府県知事が行う同項の調査及び措置に要する費用に対する補助」を加え、「同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策が円滑に実施されるよう、対象鳥獸の捕獲等に要する費用に対する補助その他の当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助その他必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第九条第八項を同条第九項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村長は、前項第二号に掲げる鳥獸被害対策実施隊員の任命に当たっては、意欲及び能力を有する多様な人材の活用に配慮するものとする。

第十条中「被害防止計画に基づき」を削り、「適正な処理」の下に「捕獲等鳥獸の有効利用に伴うものを除く。」を、「指導」の下に「効率的な処理方法に関する情報の収集及び提供」を加える。

第十条の二の見出しを「捕獲等鳥獸の有効利用」に改め、同条第一項中「被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獸の食品としての利用等その有効な利用」を「捕獲等鳥獸の有効利用」に「当該」を「捕獲等をした」、「食品等」を「食品又は愛玩動物用飼料」に改め、「提供」の下に「並びに当該対象鳥獸の食品としての加工、流通及び販売における衛生管理の高度化の促進」を加え、同条第二項中「被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獸の食品としての利用等その有効な利用」を「捕獲等鳥獸の有効利用に必要な施設」を「捕獲等をした対象鳥獸の食品、愛玩動物用飼料又は皮革等との利用に適した」を、「愛玩動物用飼料又は皮革としての利用等に適した」に「食品としての利用に適した」、「愛玩動物用飼料又は皮革としての利用等に適した」を「捕獲等鳥獸の有効利用に係る」を「捕獲等鳥獸の有効利用に係る」に改め、同条第三項中「地方公共団体」の下に「捕獲等をした対象鳥獸の食品、愛玩動物用飼料又は皮革等との利用に適した」を、「愛玩動物用飼料又は皮革を加え、「被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獸の食品としての利用等その有効な利用」を「捕獲等鳥獸の有効利用」に「研修の実施その他」を「関係機関及び関係団体と連携した体系的な研修の実施その他」に改める。

第十四条中「技術開発の推進」の下に「及びその成果の普及」を加える。

第十五条中「事項について専門的な知識経験を有する者」を「事項」に改め、「食品」の下に「愛玩動物用飼料又は皮革」を加え、「について技術的指導を行う者、捕獲等をした鳥獸の食品としての利用等」を「又は捕獲等鳥獸の有効利用」に、「研修の実施その他」を「関係機関及び関係団体と連携した体系的な研修の実施その他」に改める。

第十七条第二項中「捕獲等をした対象鳥獸の食品としての利用等その有効な利用」及び「その利用」を「捕獲等鳥獸の有効利用」に改める。

御名 御璽

附 則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(地方税法の一部改正)
2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
附則第三十二条第一項中「第九条第六項」を「第九条第七項」に改める。

農林水産大臣 総務大臣 武田 良太
内閣総理大臣 野上 浩太郎
菅 義偉

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する件

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にあり、これに対処することが農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に際して継続的かつ喫緊の課題となつてゐる。

よつて、政府は、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の拡充に当たつては、鳥獣被害対策実施隊の更なる設置数の増加を図るとともに、狩猟者の実施隊員への移行・加入の促進等、必要な措置を的確に講じること。また、実施隊における多様な人材の活用への配慮に当たつては、実施隊の活動と連携して農業者や農林業団体が積極的かつ効果的に被害防止施策に取り組む優良事例がみられる実情等を十分に踏まえるよう、市町村に対し周知徹底を図ること。

二 都道府県が広域的な捕獲活動を実施するに当たつては、改正後の法第七条の二等に規定する「被害の防止に関し必要な措置」として、個体数調整のための捕獲等を行うことができるなどを十分に認識するよう、都道府県に対し適切に指導・助言を行うこと。

三 鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する調査については、鳥獣の個体数等の正確な把握に努め、その調査結果に基づき、農林水産業等に係る被害を防止する上で適正と認められる個体数等の目標水準を設定するとともに、実績について正確な分析及び検証を行う等、効果的かつ効率的な運用を行うこと。その際、人獣共通感染症対策の観点にも留意し、必要な措置を講じること。

四 捕獲等をした鳥獣についての有効な利用の促進に当たつては、食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用促進と併せて、動物園での飼料としての利用、油脂や骨の加工製品化等、幅広く多様な利用の在り方について引き続き検討

し、その促進のために必要な措置を講じること。その際、一層の利用拡大を図るためには、捕獲から処理、加工、流通又は販売を行う事業者等からなる、強固で持続的な流通ネットワークによる安定供給が重要であることを認識し、その環境整備のために必要な支援を行うこと。

五 安全・安心なジビエの提供に向けた野生鳥獣肉の衛生管理に当たっては、平成三十年五月に制定された国産ジビエ認証制度の趣旨及び目的を踏まえて、同制度の普及促進を図るとともに、認証に取り組む事業者に対するきめ細かな支援を行うこと。また、衛生管理の基準等については、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等に係る最新の家畜防疫対策の状況を踏まえるとともに、人獣共通感染症予防の観点にも留意し、適宜、適切な見直しを検討すること。

六 東日本大震災から十年余が経過するに至つても、未だに鳥獣の捕獲等又は捕獲等をした鳥獣の利用が困難となつてゐる地域があることに鑑み、平成二十八年改正で設置された鳥獣被害対策推進会議が中心的な役割を担い、関係行政機関が相互に連携して、一体的かつ効果的な支援を継続的に実施すること。

七 鳥獣の捕獲等を推進する一方で、動物愛護やアニマルウェルフェアの観点及び国際的なOIEコードの関連条項等に留意し、保護すべき動物の錯誤捕獲の防止策、捕獲鳥獣の適切な処理方法の在り方等について、厳格な指導・監督を行うとともに、必要に応じて運用マニュアルの見直し等の検討を行うこと。

八 被害防止施策の実施に当たっては、シカを仲介したヤマビルによる地域住民等への被害等、鳥獣に係る二次的な被害状況を踏まえ一体的な対策を講じるなど、地域の実情に即した取組が進められるよう、市町村に対し適切に指導・助言を行うこと。

九 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除措置を受ける者に対しては、事故防止のための指導を的確に実施するとともに、猟銃に係る技能向上及び安全確保が確実に図られるよう、地域の実情に即した射撃場の整備及び適切な配置等、必要な措置を講じること。

右決議する。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等への被害が依然として深刻な状況にあり、これに対処することが農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に際して継続的かつ喫緊の課題となつてゐる。

よつて、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等の拡充に当たつては、鳥獣被害対策実施隊の更なる設置数の増加を図るとともに、狩猟者の実施隊員への移行・加入の促進等、必要な措置を的確に講じること。また、実施隊における多様な人材の活用への配慮に当たつては、実施隊の活動と連携して農業者や農林業団体が積極的かつ効果的に被害防止施策に取り組む優良事例がみられる実情等を十分に踏まえるよう、市町村に對し周知徹底を図ること。

二　都道府県が広域的な捕獲活動を実施するに當たつては、改正後の法第七条の二等に規定する「被害の防止に關し必要な措置」として、個体数調整のための捕獲等を行うことができることを十分に認識するよう、都道府県に對し適切に指導・助言を行うこと。

三　鳥獣の生息状況及び生息環境等に關する調査については、鳥獣の個体数等の正確な把握に努め、その調査結果に基づき、農林水産業等に係る被害を防止する上で適正と認められる個体数等の目標水準を設定するとともに、実績について正確な分析及び検証を行う等、効果的かつ効率的な運用を行うこと。その際、人獣共通感染症対策の観点にも留意し、必要な措置を講じること。

四　捕獲等をした鳥獣についての有効な利用の促進に當たつては、食品、愛玩動物用飼料又は皮革としての利用促進と併せて、動物園での飼料としての利用、油脂や骨の加工製品化等、幅広く多様な利用の在り方について引き続き検討し、その促進のために必要な措置を講じること。その際、一層の利用拡大を図るために、捕獲から処理、加工、流通又は販売を行う事業者等からなる、強固で持続的な流通ネットワーク

による安定供給が重要であることを認識し、その環境整備のために必要な支援を行うこと。

五 安全・安心なジビエの提供に向けた野生鳥獣肉の衛生管理に当たつては、平成三十年五月に制定された

国産ジビエ認証制度の趣旨及び目的を踏まえて、同制度の普及促進を図るとともに、認証に取り組む事業者に対するきめ細かな支援を行うこと。また、衛生管理の基準等については、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等に係る最新の家畜防疫対策の状況を踏まえるとともに、人獣共通感染症予防の観点にも留意し、適宜、適切な見直しを検討すること。

六 鳥獣の捕獲等又は捕獲等鳥獣の有効利用のためには、人材育成が重要であることに鑑み、幅広い分野の関係者からの参画が可能となるよう周知を徹底するとともに、育成のための研修の実施その他の必要な措置を講じるに当たつては、当事者の声を十分反映するよう努めること。

七 東日本大震災から十年余が経過するに至つても、未だに鳥獣の捕獲等又は捕獲等をした鳥獣の利用が困難となつてゐる地域があることに鑑み、平成二十八年改正で設置された鳥獣被害対策推進会議が中心的な役割を担い、関係行政機関が相互に連携して、一体的かつ効果的な支援を継続的に実施すること。

八 鳥獣の捕獲等を推進する一方で、動物愛護やアニマルウェルフェアの観点及び国際的なOIEコードの関連条項等に留意し、保護すべき動物の錯誤捕獲の防止策、捕獲鳥獣の適切な処理方法の在り方等について、厳格な指導・監督を行うとともに、必要に応じて運用マニュアルの見直し等の検討を行うこと。

九 被害防止施策の実施に当たつては、シカを仲介したヤマビルによる地域住民等への被害等、鳥獣に係る二次的な被害状況を踏まえ一體的な対策を講じるなど、地域の実情に即した取組が進められるよう、市町村に対し適切に指導・助言を行うこと。

十 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除措置を受ける者に対しては、事故防止のための指導を的確に実施するとともに、猟銃に係る技能向上及び安全確保が確実に図られるよう、地域の実情に即した射撃場の整備及び適切な配置等、必要な措置を講じること。右決議する。